

協議報告書

年 月 日

忠岡町長 様

協議親族一同  
（裏面【協議者一覧】のとおり）

\_\_\_\_\_（以下「被害者」という。）の犯罪被害に係る重傷病等見舞金の支給申請にあたり、親族間（裏面記載の協議者）において協議した結果、次の者を忠岡町犯罪被害者等支援条例施行規則（以下「規則」という。）第5条第4項において読み替えて準用する第4条第3項ただし書又は同条第4項に規定する代表者として決定したことを報告します。

代表者

住所

---

氏名

（被害者との関係： \_\_\_\_\_）

---

なお、代表者の決定にあたっては、裏面【協議者一覧】に記載の重傷病等見舞金の支給を受けることができる親族間において下記の内容を確認の上で、実施したものです。

記

- 1 上記協議を実施した者のほか、規則第5条第4項において読み替えて準用する第4条第2項各号に定める親族又は重傷病等見舞金の支給を受けるべき同順位の親族のうち、協議を行う必要のある親族は存在しないこと。
- 2 上記協議の確認のため、必要に応じ、忠岡町から各協議者へ連絡する場合があること。
- 3 重傷病等見舞金の支給については、忠岡町における支給決定手続を経た上、代表者名義の口座へ振込みされること。

【協議者一覧】

重傷病等見舞金の支給を受けることができる親族間において協議を行い、表面のとおり代表者を決定しましたので、報告します。

住所

電話番号：

氏名【自筆】

(被害者との関係： )

住所

電話番号：

氏名【自筆】

(被害者との関係： )